

第3期障害福祉計画の作成に係るQ&A（3）

	質 問 内 容	回 答
1	<p>基本指針(平成18年厚生労働省告示第395号)【第二の一の2の(三)関連】の数値目標「就労移行支援事業の利用者数」の福祉施設利用者数について、新体系での移行先と考えられる生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)の利用者数の全てについて継続入所者の数を除いて設定するのか。</p>	<p>当該数値目標の福祉施設の範囲についてはお見込みのとおりだが、第二の二の1の(一)(市町村障害福祉計画)及び第二の三の1の(一)(都道府県障害福祉計画)において「指定障害福祉サービスのうち生活介護、就労継続支援(B型)及び施設入所支援の必要な量の見込みについては、継続入所者の数を除いて設定するものとする。」としており、当該数値目標の福祉施設利用者についても生活介護及び就労継続支援B型の利用者数についてのみ継続入所者の数を除いて設定する。</p> <p>また、数値目標「就労継続支援(A型)事業の利用者の割合」についても就労継続支援B型の利用者数のみ継続入所者の数を除いて設定する。</p>
2	<p>基本指針(平成18年厚生労働省告示第395号)において、これまで障害福祉計画に定める事項だったものが、今般、地域主権改革による改正により、定めるよう努めなければならない事項等に変更されている。</p> <p>23年度中に定めることとなっている第3期障害福祉計画は、上記の定めるよう努めなければならない事項についても定める必要があるのか。</p>	<p>お見込みのとおり。平成24年3月31日までに障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、地域主権改革による改正法の施行前であるため、第3期障害福祉計画であっても定める事項として取り扱うことに留意が必要。</p>
3	<p>数値目標「就労移行支援事業の利用者数」及び「就労継続支援(A型)事業の利用者の割合」において、「平成26年度末において」又は「平成26年度末における」とされているが、下記のいずれの時点の利用者数を考えているのか。</p> <p>①平成27年3月31日の日間利用者数 ②平成27年3月中の月間利用者数 ③平成26年4月から平成27年3月までの月間利用者数の平均</p>	<p>②の平成27年3月中の月間利用者数である。</p>